



KODAK Gray Scale



城井壽
章著

歲時行事

上

76
3233
1

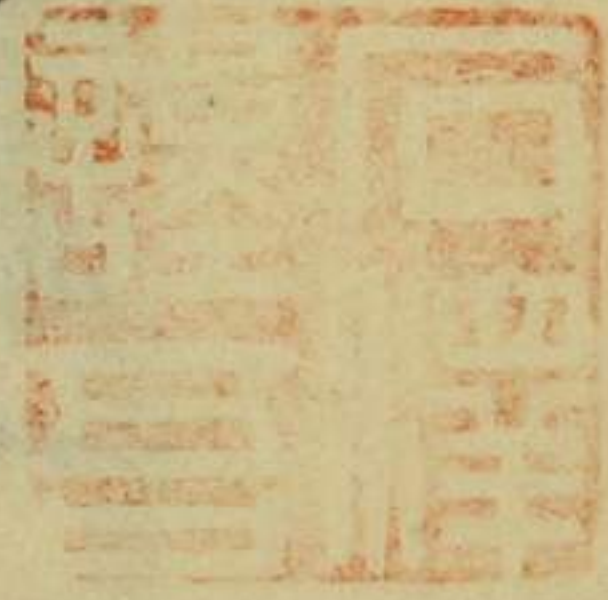


明治十一年七月開雕

悔庵城井先生著

歲時行事

槐陰書屋藏祥



書

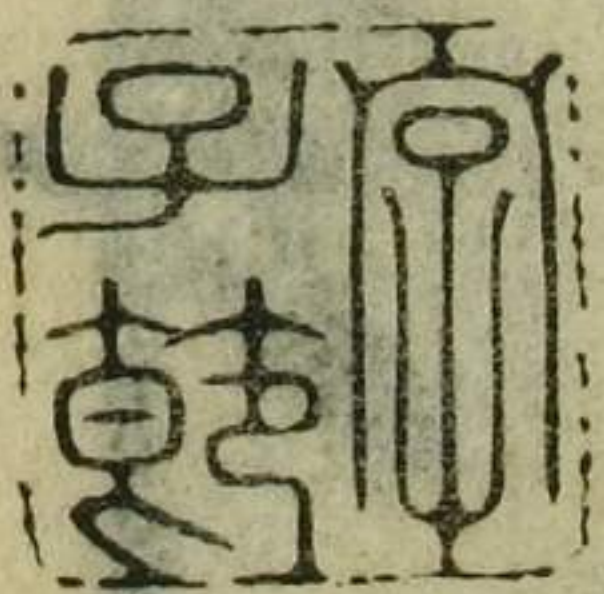
書

七

明治十年

十一月

樂系和刻



序

祭祀與朝儀。國家大典。政令所從出。祖訓所以厲。而即為衆庶之所瞻仰。取準也。然昔者縉紳先生。家世相傳。視為秘典。不欲使庶民知之。貞享中。荷田在滿著大嘗會便蒙。而獲罪。其以匹夫擅述大典也。今也不狀。朝儀祭祀。每有奉行。必布告天下。使庶民曉然知。朝旨之所在。可謂

昭和十六年三月五日
石澤介吉氏贈

或時下言

自序

門 78
號 3233
卷 1

規模宏遠卓越前古矣。吾儕小人。遭逢
聖世。瞻仰盛事。安可不筆而告衆庶。與
謀報効乎哉。周官擇人。掌誦王志。巡
天下之邦國。而語之。余刊行此書。亦擇
人之意云。

昔在

明治十一年戊寅巧月上浣

悔庵源壽章識



光緒四年歲次戊寅荷月上澣

浙東琴仙王藩清書於東京上

野不忍池畔聞香社



或時行言

自序

歲時行事

上卷目次

四方拜朝賀外國人朝賀 一月一日

元始祭 一月三日

政事始 一月四日

新年宴會 一月五日

孝明天皇祭 一月三十日

祈年祭 二月四日

Blank page with vertical lines and faint bleed-through text from the reverse side.

紀元節 二月十一日

下卷

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 付御告諭書 十一月廿三日

歳時行事上

東京 城井壽章著

四方拜 一月一日

本日ハ元旦ふるを以て古へより四方拜の嘉儀

あり 天皇寅の刻ニ属星を唱へ天地四方山

陵を遥拜し年災を禳ひ 寶祚を祈らせらるる

清凉殿の東階のまへ砌の外ニ屏風を立廻ら

其中ニ三所を設け其前ニ白木の机を置て香華

燈等を供へ此所にて御拜の儀式あり其古儀の
詳あることハ公事根源江家次第書の書小見え
とり方令ハ百揆一新せしより其儀式も古禮を
斟酌し改定せらせとり然る小庚申の冬 皇居
炎上小罹り令も御假立の 皇居也急小其儀例
も萬事省畧小從へるふかり今此小昨年施行せら
れしの大畧を述べん本日の第四時大廣間の南
庭小一間小三間の廊小二間四方の御假幄を建

て中小簀薦を敷き御屏風二雙を引廻し内小御
座を設け御燈二基を供ふ式部寮宮内省の官人
へ庭上便宜の地を占て伺候せ五時 天皇御
服了て 出御 御手水。御劔。御裾。御草鞋。御笏。御 遙
拝し給ふ其順序へ先ツ西方小向ひ 皇太神
官次小豊受大神宮次小天神地祇を御拜あり又
西方小向ひ 神武天皇陵次小 孝明天皇
陵次小北方小向ひ氷川神社次小西方小向ひ賀

茂上下神社男山八幡宮熱田神宮次小東方小向
ひ鹿島香取神宮と逐次小御拜了りて 入御ま
各官も皆漸次小退出またたく此日第五時又賢所皇靈
神殿の三つ此祭奠あり賢所の祭奠を古ハ内侍
所の御供と云ひて殊小之を重おもせられとり内侍
稱なづ逆来命あり内侍所とハ三種の神器のそ此
一ふり 天照大神天比磐戸小籠り給ゆる時
石凝姥と云ふ神比清造れる鏡かり是を八咫の

鏡と云ふ其後 皇孫天津彦火瓊々杵尊葦原の
主と成て天降り給ふ時 天照大神自三種此
神寶を授け給ふとて此鏡をば我を視り如くせ
よと宣ひより代々此 天皇傳へて寶物と
給ひ 人皇十代 崇神天皇の御時同殿
小ましくてハ神威を瀆しんさんことを畏おそて此鏡を
縛しかへられ神代より傳へり御鏡をば大和の
笠縫邑小移うつ奉り 垂仁天皇の御時伊勢の

國五十鈴の川上小阿がめらる是即令此伊勢
 皇大神宮あり新造の御鏡をば 皇居小置き
 を漸く又神威を恐せて後小別座小安置せらる
 温明殿是ふり令小至るまで神宮と等しく崇え
 て 主上ハ暫くも神宮と内侍所のかとをば御
 跡小ハせらせ給をぬことあり令ハ内侍所小崇
 えられて女官守護まること小成とり朔日の御
 供ハ毎月の事あり御即位の時ハ吉日を撰ばれ

分きて供せらるることあると公事根源小見
 えとり 皇靈トハ歴代 累朝の 天皇の神靈
 を祭るあり神殿ハ 天神地祇八百萬神を祭る
 あり賢所 皇靈此神饌ハ内膳課より調進 神
 殿ハ用度課より調進を其神饌ハ洗米御酒 一
 餅 一重 海魚川魚海菜野菜生菓作菓塩水等也
 の高塚六本と折櫃サ式部頭祝詞を讀了て神饌
 合ツ、小盛りて供を 式部頭祝詞を讀了て神饌
 を撤ち御座を設るなり神饌を供る儀式等ハ

べて式部寮れいして之を掌つる二日三日の祭奠も皆
とせし同し

本日けふと朝拜あその儀あり又朝賀あがとも云て古ハ

天皇大極殿たいごくでん小 出御いでご群臣朝服しんしんあうふくを着きて 天

皇を拜かし奉たがふこと御即位ごけい此儀このぎ同しと云へり

公事こうじ早且はやより正殿せいでんを裝飾しやくじゆし第八時諸官人參朝はつじしよくわんにさんてう

式部頭事具しきぶとうじゆれる由よしを 奏聞そうもんせれば即 出御

あり次小 皇后こうごもまゝと 出御あり式部頭 出

御此このごとを諸官負しよくわんおふ報ほうを諸官負次しよくわんおつぎを以て進すすみ

拜謁はいてつして退ひく尋たづねて 入御いごを第九時親王しんおう麝香じやくかう間

祇候せこうの華族くわしやく等朝拜あその儀禮ぎれいも亦皆またみなこれに同しし第

八時より第九時此間奏任そうにん官官内省くわんないしやうへ參賀さんかを第

九時より第十時此間有位このまに此華族參賀このくわしやくさんかを判任はんにんハ

各其廳おのづか小於よりて拜賀はいがを本日けふまゝと外國諸公使こくしよくわんし來り

朝拜あそを其儀このぎ早且はや官内省くわんないしやうを裝飾しやくじゆし第十時諸公使

參朝さんてうを式部頭事具しきぶとうじゆせる由よしを 奏そうせれば 聖上

皇后 出御一御座を下らせらきて 立御す

式部頭公使ニ告之ハ各國公使書記官等次を逐

て拜謁す去年来り國獨逸和蘭白耳義伊太里西班牙魯西

國此九ヶ英國全權公使ハルリーエスハーラス各

國公使此總代ふて賀辞を述べ 皇土まことこ

れふ 勅答一給ふ諸公使退けバ 皇上 皇

后もまこと入御一給ふ午後第二時諸省へ雇へ

る外國人等まこと宮内省小来り賀す此日三職太政

大臣左右大臣 参議を云ふ以下勅任官并親王爵香間祗候此

華族等 皇太后小謁すことあり宮内省此官

人総てこ世を掌るといふ

會澤氏此草偃和言を案す小上古鴻荒此世

小 天照大神高天原小ましくて 皇孫

天津彦々火瓊々杵尊小天下を授け給ハんと

て八咫鏡八咫瓊曲玉草薙劍三種此寶物を授

て豊葦原此瑞穗此國ハ我子孫王とすべきの

地あり 寶祚の隆からむこと天壤と共小窮
 りありるへくと宣ひし小毫釐も違はま天地
 此開し初より 皇統正しくくして唯一ツ此神
 流のこ四海小朕臨ましくける三種の神器の
 中して鏡と劔ハ 宗神天皇此御時鑄替ら
 せ新造此物を護身此御璽とあり給ひしこと
 ハ古事記日本書紀ニ見之其鏡ハ天徳長久の
 火災小御形を損し劔ハ壽永此亂小海底小沈

みし事ハ諸家此記録小見えされし神代此
 真物ハ鏡ハ伊勢小劔ハ尾張乃熱田小玉ハ
 禁内小現存ましくて天位の信とあり鎮守此
 靈物とありて今小かたることなく今此宇内
 小即神代此宇内あり 大祖神武天皇中國
 小平定せらば橿原此宮小即位ましくて天下
 小治給ひ是より歴朝此 聖帝明主 天日
 嗣を受継せ給ひ萬民を撫育せられ 日神此

御時より今上みかみ至るまで 皇統みかどりはらせ給
 へま朝夕天神あまのかみ不報むくいて國家乃安穩やすんあらんこ
 とを祈いの給ふ 日嗣ひつぎの君ハ天位あまのゐふてまませ
 ば天あま不代かろてそ此かこに 日神あそみの蒼生あひくを愛育あいせ
 らせし其天功あまのいさをい熨いめ給ふこと即天職あまのしやくふれば
 至尊そんハ萬民ばんみんの為ためふとして今も元朝げんてうハ天
 地四方山陵さんりやうを拜ひ給ふ又朝賀てうがの儀ぎあり群臣ぐんしん
 天皇てんかうを拜ひ奉ほうる朝賀てうがの儀ぎを御即位ご即位の禮らいハ同

く御即位ご即位の禮らいを 神武かむの御時ごとき不始むりて
 其後 歴朝れきてう漸次せんじ不文章ぶんちやう此美いも備そはりさる禮らい
 ちれば数千載せんちやくざい乃後のちすても檀原たんげん此昔こふかえる
 ことふく 天皇てんかうを拜ひ奉ほうるかか此ことく
 至尊そんふを四方拜しやうがの禮らいあり臣下しんげ不朝賀てうが此儀ぎあ
 ること君臣きんしん此禮らい而しかがら全ぜんと謂いべきあり四
 海萬國しやうばんこく其風俗ふうじやくさまくあれとも此此こ如ごとく天地
 開ひらけし初はつより君臣きんしん此禮義らいぎ正ただしくして天地と

共小易らさることハ四海萬國小るまことな
れハ神州の民たらんものハかりそめふも此
義を忘れず卑賤の者まても 聖恩を感戴し
て萬一を謝し奉らんことを思ふべきなり

元始祭 一月三日

神社祭式小本日ハ宮中小於て賢所御歴代 皇
靈天神地祇を 御親祭あらせらるゝ是 天津
日嗣此亦始を祝して歳首小祀り給ふ義あるを

以て元始祭と称せといへり此日第八時神殿を
裝飾して式部寮宮内省の諸官人着床小第九時
職院省使府縣勅任官着床小式部頭御扉を開く
賢所以下順序恒例ニ随ふ神樂歌を奏し神饌神饌
ハ酒饌海魚川魚野鳥水鳥海御幣物御幣物
菜野菜生菓作菓塩水等御幣物御幣物御幣物
白鞆唐錦御幣物紅御幣物縹御幣物縹御幣物
小納御幣物紫御幣物比御幣物組御幣物組御幣物紅御幣物比御幣物縹御幣物縹御幣物
樂歌を奏せ尋て 天皇出御し御玉串を奉り
給ひて御拜御告文を讀給ふ

此大前このちほまえ白しろ今日けふ年始としの始乃なり祭まつり恒例つねのよ乃なり隨ま御み

劍奉つぎま利り御食みけ御酒みさけ魚いさな乎や始はじめ氏し種くさ々々乃なり物もの乎や百取ひゃくと乃なり

机代つくえしろ乃なり物もの止と置お足あし志し神壽かむね豐壽とよね保伎祭たも留る

事こと聞食きき朝廷てうてい乃なり内うち始はじめ氏し天下てんか四方國しやうほうこく乃なり

公民等こみんらう至いた彌益やえき々々護幸ごさう波倍なばい給たま立榮たてさか

志し給たま白しろ須事すごと聞食きき白須しろす

賢所御鈴等常例の如く了了て入御也三職以

下新任官拜禮了了てまゝ奏任官以下拜禮を尋

て御幣物及神饌を撤き又神樂歌を奏し衆を閉

づきと神樂歌を奏し了了て衆を退出せ此日第

十一時 皇太后 皇后も御拜ありて御玉串

を奉り給ふとぞ諸官人ハ勿論士庶人といへど

も 朝音を體し其最寄の神社へ参詣せへき

なり

政事始 一月四日

本日第九時三職以下諸省使長官等参列す

天皇正院大政官此へ出御あらせらる式部頭

進みて曰く伊勢神宮の少宮司申を昨年中神事

無異の事賀茂神社大宮司申を上下神社神事無

異の事氷川神社大宮司申を年頭祭恒祭無異の

事と奏を此間立御し給へハ臣下よまこと之を

不應を尋てまこと諸省此事を奏をせハ天裁あ

らせらるる還御を此日恒例の如く諸官人へ

祝酒を賜ふ

新年宴會

一月五日

本日式部寮官人正殿を裝飾し午後第四時大臣

参議諸省使府縣在京此勅任官参列也天皇

高御座へ御し給へハ群臣幣拵を此時不朕

茲に新年を賀し鋪宴を張り群臣を會同を汝群

臣朕ら俱に慶を此意を體しそを能く歡を盡

せよとの勅語あれば大臣奉答して曰く

天皇陛下茲に新年を賀し群臣を會同し鋪宴を

賜ふ特たまたに寵命ちゆうめいの辱ちからを拜まがむ群臣ぐんしん感喜かんきの至いたり不堪たふへ
 さるあり宣散せんさんを盡つくし樂たのしみを極きまめざるべけむや乃
 恭まことしく祝賀しゅっかし且かつ 陛下てんかの萬福ばんぷくを祈いのり奉たてると
 次つぎて初獻しよけんを供たてし次第しだいに物を供たてまし臣下しんかに賜たま
 ふ次つぎに舞樂ぶがくを奏そうし畢はつて 入御にうごを群臣ぐんしん罄折けいせつし漸しだ
 次つぎに退ちがひく此日このひ午後四時ごごし在京きやう奏任官そうにんくわん各かく聽きふて酒
 を賜たまはる地方ちほうに在ある勅奏ちよくそう諸官しよくわん各かく其その聽きふ於おて
 これを賜たまはる六日むつき親王しんおう麝香じやくかう間祇候まねこうの華族けわしゆくへ酒

宴えんを賜たまはる此儀このぎ一ツひとつに前日ぜんじつに同おなじ有あり位ゐに華族けわしゆく
 ハ其管轄くわんかつかつする聽きふて之これを賜たまはる判任はんにん以下いげよりま
 と其各かく聽きふて之これを賜たまはる八日やくにち陸軍りくぐん始はじめに儀ぎあり
 とり今いまふを畧りやくせり二十日にじゅうじつ教導かうたう職しやく二級にきゆう以上いじやうに
 朝拜ちゆうはいあり其儀このぎまゝ一ツひとつに元朝げんてうに同おなじられバ此
 小畧せうりやくを

抑おさへ 朝儀ちゆうぎを縷述るすつするハ憚おそるべきに似にたりと
 庶民しよじんの瞻仰せんおうして心得こころえべきことあるを以もて

此不詳不記して遍く遐方僻壤此ものふ之を
 知らしめんとす泰西乃人々も我元三此禮儀
 の義く備はりたるを称歎せしことハ各種の
 新聞紙も見えたり然るも我邦半解の洋學
 者とも却てこれを譏りて古来此弊事おどろ
 いふハ甚しき誤りなり我邦古来より典章儀
 禮の彬々として全く備はりたること此れ如
 し志あらむもの此義を了知して國恩を報効

する所以を忘るべからむ

孝明天皇祭 一月三十日

神社祭式不曰く本日ハ 孝明天皇の崩御
 給ふ御忌日なるを以て官中不於て 御親祭あ
 らせらせまこと 勅使を山陵不發遣し幣帛を奉
 り諸官員不於ても其各廳最寄の神社不詣り遙
 拜を然せし士庶人といへともまこと遙拜せへき
 かり其式ハ早旦便宜此地ハ新薦を敷き高机一

脚あしを設たてけて玉串たまぐしを獻たまり 掛卷かまき母はは恐おそ伎ぎ 後のち月づき輪りん

東山陵とうざんりやう乃なほ大前おほまへ乎や遥とほ爾おの拜まが羨うらや奉た良よ必かな白しろ須す と祝いわ辭ひ

竟さいらハ玉串たまぐしハ燒却やき也なりへきなり

謹いそて素もとゆる小こ 孝明天皇御諱こうめいてんかうごハ統ちゆう仁にと称なづ

一奉り 仁孝天皇此 皇子みこハ一ひとて天保二

年六月十四日 御降誕ごかうたんあり同十一年二月十

四日 皇太子みかどハ立たせ給たまひ弘化四年九月二十

三日 大位おほいハ即すなはせらむ慶應二年丙寅十二

月廿五日 崩御むすぶハ給たまふ即新曆の本月本日ハ

當あたる寶筭ほうさん三十五歳さんじゆうごさいあり抑おさ 天皇てんかう天資てんし英邁えいまい

剛毅かうぎハ一ひとく殊ことハ龍體りゆうたい魁けい偉ゐ力りき衆しゆハ起たさせ給

へり夙しゆくく 王室わうしつの式しき微ひハ属ぞくハ國勢こくせいハ陵夷りやうい

せるを憂うれへ給たまひハより鎮西ちんせいハ強藩かうはん大鎮おほちん各奮かくふん

起たり争まがて 王事わうじを勤とめ終はる 大政おほせい復古ふこハ基もと

業わざを開ひらくハ至いたり又 歴朝れきちゆう 累聖るいせいハ山陵さんりやう

荒廢あらいせハ修理しゆりせハも 先帝せんていハ聖德せいとくハ出い

るふよれり也よ不謚謚號號を 孝明天皇と奉

りりももまままま宣宣ふることことなららままや天下の人々

翅翅ふ 先帝とるを以て祭奠奉祀祭奠奉祀給ふと

此此と思ふべべららまま今日 中興中興此隆運隆運を啓啓く

原由原由を思ひ奉りて之之不報不報答答する所以所以を謀謀る

べきあり

祈年祭 二月四日

本日と百穀百穀の熟熟一一年年此豊豊ならむことを祈祈る祭

儀儀あり令令此義解義解欲欲令令歳灾不作歳灾不作時令順序時令順序トイ

へるハ是是なり風雨風雨水旱蝗螟水旱蝗螟此災此災なく氣候和順氣候和順

小小て百穀百穀豊熟豊熟せんことを祈祈れるハ古儀古儀あり

本日 大政官廳大政官廳小於て 伊勢大神官官中皇

靈靈等等此幣帛幣帛を班班ち 勅使勅使を發遣發遣せせむ次て各

地方地方此官幣社官幣社國幣社國幣社へへも之之を班班ツ各地方各地方小て

ハ幣帛幣帛此到来到来せせより日日を擇擇て祭祀祭祀也也古例古例此

社社ハ其日其日を 用用るるふふり 其祭其祭ト関関る地方地方此官人官人及及ひ神官等

前日より齋戒一地方此官長廳あきふて幣物へいぶつを點檢てんけん一

僚屬れうぞく小付せうづをそ此當日このひ小せう早且さきにより神官しんくわん神殿しんでんを

裝飾さうじゆく一第八時はちじ神官しんくわん此長官このちやうくわん以下以下幄舎あくしゃ小着せうき次つぎて

地方官ちほうくわんも幄舎あくしゃ小着せうく次つぎ小僚屬せうぞく幣物へいぶつを門内かどうち小入せういり

を礎上せうじやう小置せうおきく神官しんくわんの長官ちやうくわん殿でん小昇せうり御扉ごひらを開ひらき

拍手くちあし再拜さいはい一其側そのわき小候せうこう也なり此時このとき神樂しんがくを奏そう一次官じやくわん以

下神饌げしんけんを傳つたへ供く也なり神饌しんけんハ和稻わいぬ、荒稻あらいぬ、御酒ごしゆ、海魚かいぎよ、川魚かわぎよ、

僚屬れうぞく幣物へいぶつを辛櫃しんびより出で一殿でん小昇せうり假かり小案上せうあんじやう小

置おけハ葉の所小置せうおき神官しんくわん此長幣物このちやうへいぶつを神前しんぜんの案上あんじやう

小奉りせうほうり手を拍くちち再拜さいはい也なり拍手くちあし再拜さいはい一て祝詞いのち

を讀よむ

掛卷かきまき母はは恐おそ伎ぎ

某神社このかみ乃なり大前おほまへ官司くわんじ位姓名ゐななま恐おそ義ぎ恐おそ義ぎ母はは白しろ父ちち今いま

年年としとし祈祭いのまつり爾しか御幣ごへい捧奉たもたへ良よ志こころ給たま布ぬい是以こゝろ今日けふ大前おほまへ乎や

持齋もちさい利り波なみ慎敬しんけい比ひ奉ほう留とど御食ごけ波なみ和稻わいぬ荒稻あらいぬ爾しか御酒ごしゆ波なみ

甕上かみ高知たかち甕腹かみはら満み竝なら氏うぢ鱈たら乃なり廣物ひろもの鱈たら乃なり狹物せまもの奥津藻おくつしづ

菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留麻置足波志仕奉留
 事乎平良氣聞食氏敷坐留公民我取作良五穀物
 始氏處々爾生出種々乃色物母彌益々爾成
 幸倍給此平良氣安良氣新嘗祭仕奉良志給此白
 須事乎聞食此恐疑恐疑母白須

地方長官玉串を獻り拍手再拜了て殿を下り
 幄舎小復る各官負拜禮一神官の長官玉串を獻
 り拍手再拜了て本座小復る次官以下皆拜禮一

幣物及神饌を徹此問奏樂尋て長官御扉を閉ち再

拜拍手了て殿を下り幄舎小復る此問奏樂是也各地

方の大社小て行ふ所此大畧なり其詳此問あること

へ神社祭式小就て見るべし

謹て案此問する小古へへ 皇太神宮以下國々

の神社三千一百三十二座此神を祭らせらる

此中小三百四座ハ所謂官幣社此問なり 皇太

神宮へハ別小使を發して幣帛を進此問つらる又

國々小於ても各其國司今此知事此祭る神二

千三百九十五座ある古絶倭文此日北平明

弓鐵魚海藻等此幣を進り中臣祀詞此祭ハ天

社國社小白て御年神奥津御年此稻此豊

熟を祈り次小宮中此神皇孫を守護

奉らむことを祈り座摩此神御舎を守ら

人ことを祈り御門の神四方此御門を守

らんことを祈り生島の神諸國諸島僻遠

の地まても治平せんことを祈り又辞別て皇

大神へ日神の照臨まを限りハ華

夏蠻貊とかく皇化小向ハ一人ことを旨

と寶祚此長久たらんことを祈り次小山

口此神ハ材木此暢茂を祈り又水今此神小

を稻苗の秀實を祈り給ふことハ延喜式小載

まゝる所此祝詞を讀みて知るべきあり會澤氏

曰く民ハ食を以て天と日神天下小照臨

きりまを初よりして蒼生の食て生べきり此
を殖させ給ひ嘉穀此種繁衍して今に至りて
天下此人民飢を免るゝことを得たり是れ由
て 朝廷小を年々東作此時小 日神を始と
して天下の諸神まで小年穀を祈り幣帛を國
々の神社小領ち給ふ是即萬民の爲め食物を
祈給ふ此義あり 朝儀ハ此れ如くある小其
日小當てこれを知らせ空く過さんハ本意あ

きこと小あらまやと愚謂く庶民といへとも
朝典此辱きことを心得まゝ 地方官神官等
また庶民の爲め小此の如く年祈するを知り
此日ふとふを各を此産土神社小詣り年穀を
祈らる必也神慮小も叶ひておどり感應あら
らむや

紀元節 二月十一日

本日ハ舊曆此正月元日小して 大祖神武天

歳時行事 上

皇日向より兵を起し中州を平定し創て都を大
和の檀原小建て大位小即せ給ふ日小て即辛酉
元年正月元日小當り元年を紀せし始めなり故
小紀元節といふ今を距ること二千五百三十五
年ふり是より人文初て開け百姓其所を得萬世
無窮の鴻業を開きし紀元此初元といハジメト
ふれば是日ニオ官中御親祭あらせら
せ諸官負ハ勿論士庶人小至るまで此旨を感

戴遵奉して一同小 掛卷 毋恐 伎 畝傍 檀原宮 爾

天下知食志 天皇 乃大靈 乃大前 乎遥 爾拜 美

奉止 白須と祝詞を唱へて遥拜をべきふり 遥拜

の儀ハ 孝明天皇陵を 遥拜する式不同

愚案よる小本朝年號ハ三十七世 孝徳天

皇元年乙巳の歳を大化と號せらるるを始と

を六年庚戌長門より白雉を獻する小由て白

雉と改めらるる五年小畢るを此次 齊明天

皇天智天皇ハ年號を建^たせ^ぎ其次 天武天

皇此時ハ白鳳朱鳥此號あり 持統天皇の

時又年號ハ 文武天皇の五年辛丑對馬

國金を貢^こまるハ因て三月甲午元を建^たて大寶

といふハ此より以來歷代 累朝相繼^つて即位

并ハ祥瑞災變あれハ必改元せらる又辛酉の

年を革命といハ甲子の年を革^{かく}令^{れい}といハ此

歳ハ必改元まることハ此より漢土ハ

漢此武帝即位の歳初めて建武此年號を建^た

より唐宋元ともハ漢此制ハ由てかハること

ハ明此太祖ニ至り改めて一帝一號の制を

建て中ころハ年號を改むることハ謝在杭

五雜組ハ之を稱して千古ハ卓越^たといハ

り今此滿清も是制ハ由り我 皇朝も

大政維新の始め一世一號の制を定めらる

ハ是前朝ハ卓越^たといふべきあり

又案まるる小近來年號を廢へいする説あり胡氏此
 春秋傳しゅうしゅう小おもへらく古へま元年と稱なづして號
 を建ることふ歴世窮ひきりまくまて義名盡よる
 ことあり豈あ文を記まし遠とを明あふら行おふべき此
 法はからむや聖人此意まあらまといへり朱子
 語類ごるい小これを駁はせり然しかれとも胡氏の説しも一
 理りあるふ似かたりまるる

其の意は、胡氏は、春秋の年號を廢する説あり、胡氏此春秋傳小おもへらく古へ元年と稱して號を建ること、歴世窮り、義名盡ることあり、豈文を記し、遠を明ふ、行ふべき此法からむや、聖人此意あらまといへり、朱子語類小これを駁せり、然れとも胡氏の説も一理ある似たり、

